

Title	ブラジル消費者法における消費者の概念・範囲をめぐるSTJ判例の変遷：最終説(主観説)と最大説(客観説)の対立からその先へ
Sub Title	Building the concept of consumer through STJ case studies in Brazilian consumer law
Author	前田, 美千代(Maeda, Michiyo)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2025
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.54 (2025. 2) ,p.[183]- 212
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	片山直也教授・鹿野菜穂子教授・本郷亮教授退職記念号
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20250225-0183

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ブラジル消費者法における消費者の概念・ 範囲をめぐる STJ 判例の変遷

——最終説（主観説）と最大説（客観説）の対立からその先へ——

前 田 美千代

- 一 はじめに
- 二 消費者保護法典（CDC）における消費者の定義と法人消費者
- 三 CDC 2 条の「最終受取人（destinatário final）」概念に関する学説と判例
- 四 結びに代えて

一 はじめに

日本の各種消費者関係法令において「消費者」の定義規定が置かれているのは、消費者契約法 2 条、電子消費者契約特例法 2 条 2 項、法の適用に関する通則法 11 条 1 項、民事訴訟法 3 条の 4、消費者裁判手続特例法 2 条および消費者安全法 2 条であり、後二者を除いては契約当事者としての消費者該当性が問われるという違いはあるものの、全てにおいて消費者を「個人」に限定している。消費者契約法は、初めて消費者概念を明確に規定した法律であり、消費者を個人（自然人）に限定する一方で、事業性を帯びると消費者性を失うという形で、事業者の相手方として、個人としての「消費者」を対置する¹⁾。これに伴い、フランチャイズ契約や内職・副職に関する契約などは、情報・交渉力の不均衡（消契法 1 条）があっても、事業者間契約となるため、消費者契約法の下で劣位にある当事者としての法的支援を受けることができない。消費者契約

1) 中田邦博「第 1 章 消費者法とは何か」中田邦博・鹿野菜穂子編『基本講義 消費者法』（日本評論社、第 5 版、2022 年）18 頁。

法は形式的・画一的基準によって「消費者」該当性を決める点で裁判基準としての評価はできるものの、事業者間契約であっても契約自由の原則が十分に機能せず自己決定権を奪われていると見られる事案が裁判例として現れ、「消費者的事業者」の問題として議論されている²⁾。また、オンライン上のオークションサイトやフリマアプリ、デジタル・プラットフォーム取引などにおいては、逆に、C2Cに過ぎないのかC2Bの関係なのかをめぐって、「事業者の消費者」の問題が提起されている³⁾。

本稿は、自然人と法人を明文上ではパラレルに「消費者 (consumidor)」として捉える1990年ブラジル消費者保護法典 (Código de Proteção e Defesa do Consumidor: CDC) を素材として、いわゆる事業者間取引へのCDC適用をめぐってSTJ判例がどのような線引きを行ってきたのかを明らかにすることで、日本の「消費者的事業者」の議論に一定の示唆を与えることを目的とする。ブラジルの連邦最高裁判所 (Supremo Tribunal Federal: STF) は憲法裁判所であるため、連邦高等司法裁判所 (Superior Tribunal de Justiça: STJ) が連邦法の解釈に関する最終の第三審となる。STJ判例は、時間軸で見ると、消費者の範囲を広く捉える最大説 (客観説) から、エンドユーザーに限る最終説 (主観説) へと収斂し、2002年新民法典が成立し翌年公布された頃からエンドユーザー性を緩やかに判断する緩和的最終説へと変容し、これが現在の通説・判例とされている⁴⁾。本稿では、紙幅の都合上、最大説 (客観説) から最終説 (主観説) までの流れに限定して論じる。

2) 大澤彩「いわゆる『消費者的事業者』に関する一考察」国民生活研究 60 巻 2 号 (2020 年) 75 頁以下。

3) 中田・前掲書、19 頁。

4) LIMA MARQUES, Claudia, V. E BENJAMIN, Antônio Herman de, MIRAGEM, Bruno, *Comentários ao Código de Defesa do Consumidor*, 7ª ed., São Paulo: Revista dos Tribunais, 2021, p. 117.

二 消費者保護法典（CDC）における消費者の定義と法人消費者

1 CDC における消費者の定義の全体像

（一）CDC 2 条柱書の標準定義

（1）最終受取人（destinatário final）

CDC の中で中核となる消費者の定義は 2 条にその定めがあり、同条柱書（caput）において、「消費者（Consumidor）とは、最終受取人（destinatário final）として、製品又はサービスを取得し、また、利用する全ての自然人又は法人のことをいう」と定めている。

本条において立法者が意図した「消費者」の概念は専ら経済的性質を有するもので、何らの利潤追求目的なしに、ただ自らの個人的必要性を満たすために「最終受取人（エンドユーザー）」として消費市場で製品を取得し又はサービス提供を受ける者のことであった⁵⁾。

オートン＝シドウ（J. M. Othon Sidou）の消費者保護法草案（Esboço de Lei de Proteção do Consumidor）では、「用語集では自身のために購入する者を消費者として定義する」が、「定義の簡潔さは重要であるものの、法律はさらに正確な説明を必要とする」として、「消費者とは、意思表示の方法に関係なく、つまり、法律が明文で要求する場合を除き何らの特別な方式も必要とせず、（自身の）利用のために、商品の取得やサービスの提供を契約する者のことである」とする⁶⁾。

（2）全ての自然人又は法人

CDC では法人を自然人とパラレルに消費者の概念に含めている。これによ

5) この定義において、一つには社会学的に、製品やサービスを利用する何らかのカテゴリーや社会階級に属するあらゆる個人であるとともに、もう一つには心理学的に、その個人を消費へと導く商品製造や内面的動機づけのために個別の好みなどが研究されるところの個人として捉えることにより、消費者を抽象化している（ALPA, Guido, *Tutela del consumatore e controlli sull'impresa*, Bologna: Società Editrice Il Mulino, 1977）。

6) OTHON SIDOU, J. M., *Proteção ao Consumidor*, Rio de Janeiro: Forense, 1977, p. 106.

り「最終受取人（destinatario final）」である限り、法人であっても消費者として考慮され、クーリングオフをはじめとして CDC 所定の消費者の権利を享受することになる。このように消費者の定義において自然人と法人を積極的に区別せず両者並列する規定ぶりは、ラテンアメリカ諸国の消費者法制に広く見られ⁷⁾、CDC が着想を得た 1984 年スペイン一般消費者利用者保護法（Ley General para la Defensa de los Consumidores y Usuarios: LGDCU）では⁸⁾、消費者関係の EU 指令の多くが消費者を自然人に限るにもかかわらず⁹⁾、このスタイルが今日まで維持されている。

7) 1993 年アルゼンチン消費者保護法、2014 年アルゼンチン民商法典、1997 年チリ消費者保護法、1976 年メキシコ連邦消費者保護法、2011 年コロンビア消費者保護法、2010 年ペルー消費者保護法典、2000 年ウルグアイ消費者保護法、1994 年コスタリカ競争促進及び消費者効率的保護法。

8) CDC の起草過程で参照された LGDCU1.2 条は、「この法律において、消費者又は利用者とは、動産又は不動産、製品、サービス、活動又は機能、その性質が公的であろうと私的であろうと、個人であろうと集団であろうと、それらを製造し、供与し、提供し又は発送する者から、最終受取人（destinatarios finales）として、取得、利用又は享受する自然人又は法人（personas físicas o jurídicas）のことである」と定めていた。なお、LGDCU は 2007 年に大規模改正があり、消費者の定義を定める規定（3 条）についてはさらに 2014 年、2021 年および 2022 年に改正があり、現行法 3 条 1 項では「商業（comercial）、事業（empresarial）、職務（oficio）又は職業（profesión）の活動以外の分野で活動する自然人は、消費者又は利用者である。商業又は事業活動以外の範囲で、非営利目的で活動する法人及び法人格なき社団も同様に消費者とする」と定めている。このとおり、現行法では「最終受取人」への言及はなくなったが、法人も消費者に含める点は変わっていない。

9) 1993 年不正条項指令 2 条 b では「その職業的活動と無関係の目的で行動する自然人」、1990 年パック旅行指令 2 条 4 項では自然人と法人の区別なし、2002 年一般食品規則第 1 章 3 条 18 項では「最終消費者」概念を定立、2011 年消費者権利指令では「自然人消費者」を維持している。他方で、EU デジタルサービス法（Digital Service Act: DSA）は「受領者（recipient）」概念により、ビジネスユーザーと従来の消費者の両方を包含する。

(二) CDC における消費者概念の拡張規定

——消費者に準じて扱われる場合——

(1) CDC 2 条単項

CDC 2 条単項では、「消費関係 (relações de consumo) に入った者の集団は消費者として考慮される。不特定人の集団であっても同様である」と定めている。

CDC では、製造行為 (契約不適合責任、製造物責任) と取引行為 (勧誘責任) を対置させて事業者の責任を構築しているため、事業者と消費者間の合意に基づく法律関係と事実に基づく法律関係を総称して「消費関係 (relação de consumo)」と呼ぶ。「消費関係」は「消費 (者) 契約 (contrato de consumo)」よりも広義であり、CDC 自体が包括的消費者法典であることから、一方に消費者、他方に事業者という主体に加え、製品・サービスという客体の三点が備わる限り¹⁰⁾、製造物責任や不法行為に基づいて発生する法律関係など、必ずしも契約に起因しない消費者のさまざまな法律関係を広く包含する。

CDC 2 条単項における拡張は、個別消費者に限定せず、CDC 所定の「拡散的利益」や「集合的利益」といった集団的消費者利益に配慮するものである¹¹⁾。環境損害や不当広告に対する差止請求に代表される拡散的利益の場合、その集団に含まれる個人は特定され得ないため「不特定人の集団」ということになる。

10) BRITO FILOMENO, José Geraldo, “Capítulo I Disposições Gerais”, In: PELLEGRINI GRINOVER, Ada, V. E BENJAMIN, Antônio Herman de, FINK, Daniel Roberto, BRITO FILOMENO, José Geraldo, WATANABE, Kazuo, NERY JÚNIOR, Nelson, DENARI, Zelmo, *Código Brasileiro de Defesa do Consumidor comentado pelos autores do anteprojeto*, Vol. ÚNICO, 11ª ed., Rio de Janeiro: Forense Universitária, 2017, p. 29.

11) パウラ・サルノ・ブラガ〔前田美千代訳〕「消費者の権利の集団的救済」法学研究 97 巻 8 号 (2024 年) 29 (122)-52 (99) 頁；前田美千代「ブラジル集団訴訟制度における裁判所による「代表の適切性」コントロール—法定原告適格方式下での公的機関・民間消費者団体の適格性判断—」松本恒雄編『消費者被害の救済と抑止—国際比較からみる多様性—』(信山社、2020 年) 177-208 頁。

（2）CDC 17 条

CDC 17 条では、「本部の目的のため、事件（evento）の全ての被害者は、消費者に準じて考慮される」と定めている。「本部」とは第 2 部「製品及びサービスの欠陥に基づく責任」のことで、CDC はサービスの欠陥をも含むものの製造物責任を扱う部分である。

CDC 17 条における拡張は、英米法からの着想による bystander の第三者保護に向けられたものであり¹²⁾、製造物責任規定の適用を受けるためには「被害者（vitima）」であれば十分であり、CDC 2 条の下での「最終受取人」や「消費関係」は要求されない。ブラジルの判例では、花火専門店の爆発事故¹³⁾、設計上の欠陥による階段崩壊事故¹⁴⁾ およびデパートの爆発事故の多数被害者¹⁵⁾、デパート駐車場で盗難被害にあったデパート従業員¹⁶⁾、ビール瓶破裂による破片で左目を負傷した販売員について¹⁷⁾、消費関係に直接的に関与した者ではないが、潜在的に重大な危険性を有する事故の結果として被害を受けたことをもって消費者性を認めている。

（3）CDC 29 条

CDC 29 条では、「本章及び次章の目的のため、ここでの取引実務にさらされた全ての者は、特定可能性の有無にかかわらず、消費者に準じて考慮され

12) GEISTFELD, Mark A., “Situating bystanders within strict product liability,” Brook. J. Corp. Fin. & Com. L. 18, no. 1 (2023): 9-34; 菊池秀典「近親者の精神的苦悩についての民事的救済—アメリカにおける bystander ルールの展開—（一）～（三・完）」白鷗大学論集 6 巻 1 号（1991 年）119 頁、7 巻 2 号（1993 年）53 頁、8 巻 2 号（1994 年）17 頁。

13) REsp 181.580/SP, Rel. Min. Castro Filho, 3ª Turma, j. 09.12.2003, DJ 22.03.2004.

14) REsp 471.686/MG, Rel. Min. Aldir Passarinho Junior, 4ª Turma, j. 26.06.2007, DJ 27.08.2007.

15) REsp 279.273/SP, Rel. Min. Ari Pargendler, Rel. p/acórdão Min. Nancy Andrighi, 3ª Turma, j. 04.12.2003, DJ 29.03.2004.

16) REsp 437.649/SP, Rel. Min. Sálvio de Figueiredo Teixeira, 4ª Turma, j. 06.02.2003, DJ 24.02.2003.

17) REsp 1.288.008/MG, Rel. Min. Paulo de Tarso Sanseverino, 3ª Turma, j. 04.04.2013, DJe 11.04.2013.

る」と定めている。「本章」とは CDC 第 5 章「取引実務¹⁸⁾」のことであり、同章には、第 1 節「総則」、第 2 節「申込み」、第 3 節「広告」、第 4 節「濫用的行為」、第 5 節「負債の回収」、第 6 節「消費者の個人情報」が含まれる。また「次章」とは CDC 第 6 章「契約上の保護」のことを指し、同章には、第 1 節「総則」、第 2 節「濫用条項（不当条項）」、第 3 節「附合契約」が含まれる。

CDC 29 条における拡張は、経済力の濫用を実効的に抑止するとともに、最終消費者の経済的利益を保護するため、経済主体も含めて濫用的な取引実務にさらされた全ての者に、これらの者が狭義の消費者（CDC 2 条柱書参照）に該当しなくても、CDC の保護を求めることができるという強力なツールを与えるものである¹⁹⁾。

2 法人消費者への CDC 適用とその関連規定

（一）脆弱性に関する CDC の明文規定

CDC が定める「脆弱性」には、厳密に、実体法上の脆弱性（vulnerabilidade）と訴訟法上の脆弱性（hipossuficiência）の二種類があり、異なる条文の下で規定されている。

CDC 第 1 編「消費者の権利」第 2 章「消費関係の国内政策」に置かれた CDC 4 条は実体法上の脆弱性に関する規定であり、同条柱書で、「消費関係の国内政策（Política Nacional das Relações de Consumo）は、次に掲げる諸原則を考慮して、消費者の必要への対応、消費者の尊厳、健康及び安全の尊重、消費者の経済的利益の保護、消費者の QOL の向上、並びに、消費関係の透明性及び調和を目的とする」と定め、1 号で「消費市場における消費者の脆弱性

18) 「取引実務」は、日本法の「特定商取引」に類似する点もあるが販売類型に限定されない概念であり、また消費者契約法の「勧誘」概念にはかなり接近するものの、個別の要件効果において大きな違いがある（前田美千代「ブラジル消費者保護法典におけるマーケティング規制の背景—集团的利益を考慮した『勧誘』概念の構築に向けて—」法学研究 81 巻 3 号（2008 年）33-90 頁）。

19) LIMA MARQUES, Claudia, V. E BENJAMIN, Antônio Herman de, MIRAGEM, Bruno, *op. cit.*, p. 119.

（vulnerabilidade）の認識」と定めている。

実体法上の脆弱性とは、契約締結時のその人の状態を指し、市場において特定された過度の利益対立のリスクに内在する状態であり²⁰⁾、関係を不均衡にすることにより、権利主体を弱体化する永続的又は一時的、個人的又は集団的な状態である。

さらに、訴訟法上の脆弱性に関しては、同じく CDC 第 1 編「消費者の権利」第 2 章「消費関係の国内政策」に置かれた CDC 6 条 8 号に定められている。6 条柱書では、「次に掲げるものが消費者の基本権である」と定め、同条 8 号において、「裁判官の評価で、通常の経験則にしたがい、主張の真実性が高い、又は、脆弱者（hipossuficiente）である場合、民事訴訟において、その者のために、立証責任の転換を含む、権利防御の容易化」と定めている。

訴訟法上の脆弱性は、消費者に該当し CDC の適用が認められる際の大きなベネフィットの一つであり、STJ 判例の中でも原告の主張にしばしば含まれる。

日本でも消費者契約法 9 条 1 号の平均的損害など証明が問題となる場面がある。ブラジルの場合は、契約締結時・勧誘時には何ら脆弱性が認められるような状況はなかったが、訴訟になると証拠収集能力の違いで脆弱性が顕在化することがあるため、訴訟法上の脆弱性について独立して考えるインセンティブがある。

（二）法人消費者が適用を求める CDC の条文について

CDC 6 条 8 号の立証責任転換の他に、CDC の適用を受け法人消費者としての保護を求める理由となる条文にはどのようなものがあるか。本稿でピックアップした STJ 判例において、6 条 8 号の立証責任転換と並んでしばしば主張されるのが、合意管轄条項を排して消費者の住所地を法廷地とする 101 条 1 号²¹⁾である。この他に、不当請求の倍額返金に関する 42 条単項²²⁾、契約条

20) RIPERT, Georges, *La règle morale dans les obligations civiles*, Paris : LGDJ, 1994, p. 153.

21) 101 条：製品及びサービスの事業者の責任訴訟においては、本編第 1 章及び第 2 章の規定と関係なく、次の規則に従わなければならない。1 号：訴訟は原告の住所で提起され得る。

項の解釈に関する 47 条²³⁾、製造物責任の消滅時効に関する 27 条²⁴⁾、遅延損害金の上限利率に関する 52 条 1 項²⁵⁾、および、不当条項の無効に関する 51 条 4 号²⁶⁾がある。

三 CDC 2 条の「最終受取人 (destinatário final)」概念に関する学説と判例

1 最大説 (客観説)

(一) 学説

最大説 (客観説) (teoria maximalista ou objetiva) は、事実的な最終受取人という条件での商品やサービスの取得や利用が、客観的要素たる消費行為 (*ato de consumo*) ゆえに消費関係を特徴づけると考慮する。消費者の定義に商品の私的使用や経済的・事業的使用といった目的概念が含まれず、商品やサービスを取得・利用する者が、経済活動の実践を目的としたとしても、当該商品やサービスを製造、加工、組立て、改良又は再販売の過程に直接的に組み込むのであれば、単に事実的であっても最終受取人の条件のもとでそれを行っていることになり消費者の概念を形作るものとなる。つまり、交換手段としての製品・サービスの価値を恒久的に下げる形でそれを消費し利用するという意味で最終性が考慮されており、取得や利用された商品やサービスの享受という点のみに注意を払って消費者を定義している。この立場では、CDC の目的を消費関係

22) 42 条単項：不当請求を受けた消費者は、それが正当化し得る誤解である場合を除いて、超過して支払った価格の倍額に匹敵する金額で、また通貨価値修正及び法定利息からの増加分も足した金額で、非済済済の返金を請求する権利を有する。

23) 47 条：契約条項は、消費者に最も有利に解釈される。

24) 27 条：本章第 2 節に規定された製品又は役務の欠陥により生じた損害に対する賠償請求権は 5 年の時効にかかる。その計算は、損害及びその加害者を知ったときから始まる。

25) 52 条 1 項：その終了時に債務不履行から生ずる遅延損害金は、給付額の 2 パーセントを超えることはできない。

26) 51 条柱書：次のような製品及びサービスの供給に関連する契約条項は、絶対的に無効 (*nulas de pleno direito*) である。4 号：消費者を過度に不利な状況に置き、又は、信義誠実もしくは衡平と相容れない不公平かつ濫用的〔不当〕と考慮される義務を定める条項。

の不平等解消とは捉えず、単純にブラジルの消費市場を規律するための規範と捉える²⁷⁾。

商法を専門とするファビウ・ウリョア＝コエリョによれば、最大説は、「……財の分配網の最終的な輪という立場を強調する。そこにおいて、法的概念により強調された側面は、直接それらを利用することにより、商品やサービスの交換価値を破壊する経済的アクターという側面である……」²⁸⁾。

民法や民事訴訟法の分野で著名な研究者・法律家を輩出する一族の共著によるアフダ・アウヴィン他（Arruda Alvim e outros）の注釈書によれば、「最大説（客観説）は、CDC 2 条の文理解釈から消費者の基本的概念を客観的に線引きしようとした。この任務において、CDC 2 条は、商品の取得が、製造サイクルの最終地点に入ることを意味するという形で定められている。CDC 2 条にとって重要なことは、市場からの商品の引き上げという客観的行為であって、商品取得者が事業者か否かという主観的要素は関係がない」²⁹⁾。

消費行為によって充足されるべき目的は、消費関係の存否に何ら影響しない。すなわち、最終受取人としての取得や使用が確認されれば、当該消費により補完されるべき必要性が個人的性質を有するのか事業活動としての性質を有するのかは重要ではない。アフダ・アウヴィン他は、「最終的使用と私的使用を同質と捉える考え方には賛成できない。そのような同質的な捉え方は法律によって許容されておらず、解釈により法律が行っていない制限を行うことはできない」³⁰⁾。

27) この立場を採用すると、私法上の契約が全て消費者契約となる危険性が指摘されている（MORAES OLIVEIRA, Júlio, “20 anos do Código de Defesa do Consumidor: A evolução do conceito de consumidor”, *Revista de Direito Internacional Econômico e Tributário*, v. 5, n. 2, 2010, pp. 177-192）。

28) ULHOA COELHO, Fábio, *op. cit.*, p. 45.

29) ALVIM, Arruda, ALVIM, Thereza, ALVIM, Eduardo Arruda, MARINS DE SOUZA, James, J., *Código do consumidor comentado*, São Paulo: Revista dos Tribunais, 1995, pp. 18-31.

30) ALVIM, Arruda, ALVIM, Thereza, ALVIM, Eduardo Arruda, MARINS DE SOUZA, James, J., *op. cit.*, pp. 22-23.

これらのことは、会社を経営する法人であっても消費者として考慮される可能性を強化するものとなる。「以上より、さまざまな状況において、(販売業や製造業の) 会社が『最終受取人』として製品を取得し又は利用する場合、CDC 2 条の定義から『法人消費者』の資格で CDC の保護を完全に受けることになる。例えば、第一次産品の輸送や従業員の移送のために車両を取得する場合は、確かに当該製品の最終取得者及び利用者としてそれを行っているのであり、加工の目的でもなければ、この場合において、当該法人消費者の会社における製造目的のために当該車両が利用されるわけでもない。購入車両は、当該会社を最終受取人として、その経済的活動・経済的価値の最終サイクルに到達する」³¹⁾。

経済活動を行う法人により取得・利用された製品・サービスの事業用の使用は、当該製品又はサービスが直接的に再販売されたり、加工、改良又は組立てにより第三者に提供されるものである場合にのみ、消費関係の存在が除外されることになる。このような場合においては、受取先 (destinação) が最終ではなく、単に仲介していることになるからである。すなわち、「自動車組立会社が、最終消費のための製品やサービス (事務所用品や食品) を取得する場合と、組立てや再販売のために製品 (自動車部品) を取得する場合とで、前者は消費関係が肯定されるが、後者は否定される。最終的な行き先・受取先 (destino final) か否かが消費者性を決定づけるポイントである」³²⁾。

製品やサービスが最終的受け取り (destinação final) のために取得や利用された場合は常に、当該経済活動を行う法人は消費者である。この場合、相手方事業者との関係で、当該法人の側での (事實的又は経済的、技術的又は法的) 脆弱性を有する当事者 (parte vulnerável ou hipossuficiente) であるという証明は不要である。すなわち、「同様に、脆弱な消費者 (consumidor hipossuficiente) に準ずる

31) ALVIM, Arruda, ALVIM, Thereza, ALVIM, Eduardo Arruda, MARINS DE SOUZA, James, J., *op. cit.*, p. 29.

32) BATISTA DE ALMEIDA, João, *A proteção jurídica do consumidor*, 3ª ed., São Paulo: Saraiva, 2002, p. 38.

法人に対してのみ CDC の保護を限定しようとはできない。というのも、CDC は消費者概念を脆弱性（hipossuficiência）に条件づけていないからである」³³⁾。

（二）STJ 判例

（1）農業生産者による農業機器や肥料の購入

STJ 第 4 小法廷 1997 年 11 月 11 日判決では、農産物の収穫を行うトラクター・農業用機械を購入した農業会社が当該トラクター・農業用機械の販売業者との関係で消費者として考慮された。本件では、トラクター・農業用機械に瑕疵があり、CDC 18 条の連帯瑕疵担保責任の適用が問題となった。販売業者は農業会社が CDC 2 条の消費者に当たらず CDC の適用がないと主張した。これに対して STJ は「実際、たとえ取得者の農作業に用いられる機械であるとしても、取得者が CDC 2 条の最終受取人であるという関係においては、当該商品売買契約に CDC が適用される。重要なことは市場から商品を引き上げるか否かであり、商品を取得する者が事業者であるかどうかは関係ない。そもそも、商品・サービスの再販の意図なしに、その活動や生活上の必要性に応じてそれらの商品・サービスの消費を行う自然人又は法人が消費者である。法人については、商品・サービスの事業者として、仲介目的で、あるいは利益追求目的で加工や改良のための投資や第一次産品としての商品・サービスを取得するような場合にのみ、（消費）関係から除外される」として CDC 2 条に関して最大説（客観説）に基づいた規範を定立し、本件へのあてはめとして「事業者間取引であるとしても、本件の買主は、本件商品を再販売の目的で取得したもので加工のための第一次産品として使用する目的で取得したものでないため、被告売主との関係では、最終受取人として商品を取得している消費者である」と判示した³⁴⁾。

33) ALVIM, Arruda, ALVIM, Thereza, ALVIM, Eduardo Arruda, MARINS DE SOUZA, James, J., *op. cit.*, p. 23.

34) REsp 142.042/RS, Rel. Min. Ruy Rosado de Aguiar, 4ª Turma, j. 11.11.1997, DJ 19.12.1997.

また STJ 第 3 小法廷 1999 年 11 月 18 日判決では、「当裁判所の見解として、一連の事実関係は農業者が最終受取人として本件商品を購入したことを示すものである。つまり、農地準備のために本件商品を使用するためであり、何らかの加工目的で当該肥料を購入したわけではない」として、全会一致で、国営肥料会社と農業者との間に消費関係の存在を認め、商法の消滅時効ではなく、CDC 27 条の消滅時効が適用されるとした³⁵⁾。

(2) 水産加工業者への水道供給

STJ 第 1 小法廷 2000 年 11 月 14 日判決では、水産加工業の経済活動に利用する目的で、サンパウロ州上下水道公社 (SABESP) により提供された水道供給サービスにおいて、当該水産加工業者を消費者として考慮し、CDC 42 条単項の倍額返金を認めた。すなわち、「上告人は、本件の状況において、別の製品の製造、加工又は商品販売といった何らかのプロセスに供されるべきものとして水道を利用していないので、消費者として考慮される。供給された水道水は、清掃、洗濯あるいは人間の必需品としてあらゆる目的のために利用され、最終受取人として本件事業者により消費されるという目的のためのものである。消費行為の最終目的 (destino final) は明確に特徴づけられており、工業的又は商業的仲介のための何らかの水道使用とは混同されない」。「例えば、アルコール飲料や薬品などの製造に向けられた投資として水道供給が利用される場合、水道水が加工されて別の製品になるという場合には事情が異なろう」³⁶⁾。

(3) 国際貨物運送契約

STJ 第 4 小法廷 2000 年 12 月 5 日判決³⁷⁾ および STJ 第 3 小法廷 2001 年 2 月 19 日判決³⁸⁾ では、国際航空輸送において商品紛失が発生し保険会社が航空会

35) REsp 208.793/MT, Rel. Min. Carlos Alberto Menezes Direito, 3ª Turma, unânime, j. 18.11.1999, DJ 01.08.2000.

36) REsp 263.229/SP, Rel. Min. José Delgado, 1ª Turma, unânime, j. 14.11.2000, DJ 09.04.2001.

37) REsp 257.699/SP, Rel. Min. Barros Monteiro, 4ª Turma, j. 05.12.2000, DJ 19.03.2001.

社に求償した事案で、ワルソー条約の責任制限条項ではなく CDC を適用し完全賠償（reparação integral）を命じた。

海上輸送において食品会社の商品に損害が発生した事案で、STJ 第 3 小法廷 2002 年 5 月 7 日判決では、輸送商品がどのような目的のものであったかは輸送サービスの最終受取人の定義に影響せず、本件輸送サービスは、商品の到着に伴い消費し終わり、海運会社と食品会社との間の消費関係がそこで終了したのであるから、CDC の消滅時効が適用されるとした³⁹⁾。

STJ 第 3 小法廷 2002 年 5 月 2 日判決では、法人所有のロット単位の機械部品輸送を目的とした航空輸送契約において、当該法人と空輸会社との間に全会一致で消費関係の存在を認め、当時のワルソー条約 29 条ではなく⁴⁰⁾、CDC 27 条の 5 年の消滅時効が適用されるとした⁴¹⁾。

STJ 第 3 小法廷 2002 年 11 月 7 日判決では、海運会社と食品会社との間で粉末タイプの凝乳酵素の国際輸送を目的として締結された契約について、「本件において、上告人は海運業者のサービスを契約し、輸送の実施により消費関係は終了した。輸送商品がどのような目的のものであったかということは、輸送サービスの『最終受取人（destinatário final）』であった者の確定において何らの重要性も有しない」として、本件契約に関して多数意見により消費関係の存在を認め、CDC 27 条の消滅時効が適用されるとした⁴²⁾。

38) REsp 218.288/SP, Rel. Min. Waldemar Zveiter, 3ª Turma, j. 19.02.2001, DJ 16.04.2001.

39) REsp 286.441/RS, Rel. Min. Antônio de Pádua Ribeiro, 3ª Turma, j. 07.05.2002, DJ 03.02.2003.

40) モントリオール条約 35 条の前身であるワルソー条約 29 条制定の沿革に鑑みれば、除斥期間と解するのが相当であるとされている（菅原貴与志「民・商法改正と航空運送人の責任」慶應法学 41 号（2018 年）157 頁）。

41) REsp 329.587/SP, Rel. Min. Carlos Alberto Menezes Direito, 3ª Turma, unânime, j. 02.05.2002, DJ 24.06.2002.

42) REsp 286.441/RS, Rel. Min. Antônio de Pádua Ribeiro, 3ª Turma, maioria, j. 07.11.2002, DJ 03.02.2003.

(4) 銀行融資契約

STJ 第 4 小法廷 2000 年 12 月 7 日判決では、タクシードライバーが車両購入のために締結した融資契約について、CDC 52 条 1 項を適用し、遅延損害金の計算は融資総額ではなく返済期日が到来した額に基づいてなされとした⁴³⁾。

STJ 第 3 小法廷 2003 年 9 月 2 日判決では、経済活動で使用するトラクター購入のための銀行融資契約について、全会一致で造成業者（小規模事業者）を消費者として考慮し、訴訟遂行を容易にするため、立証責任の転換（CDC 6 条 8 号）を認めるとともに、合意管轄条項を無効とした⁴⁴⁾。

STJ 第 3 小法廷 2003 年 12 月 2 日判決では、経済活動で使用する綿花収穫機購入のための銀行融資契約において、米ドルの為替相場が高騰したため CDC 6 条 5 号に基づき契約条項改訂を求めた事案で、全会一致で農業者を消費者として考慮し、米ドルを負債修正指数⁴⁵⁾として指定する契約条項を無効として、消費者物価指数（INPC）により為替変動を計算する契約改訂を許容した⁴⁶⁾。

(5) リース契約

STJ 第 3 小法廷 2000 年 10 月 24 日判決⁴⁷⁾、同 2000 年 11 月 16 日判決⁴⁸⁾ および同 2001 年 2 月 13 日判決⁴⁹⁾ では、ユーザーが法人であるかどうかにかか

43) REsp 231.208/PE, Rel. Min. Ruy Rosado de Aguiar, 4ª Turma, j. 07.12.2000, DJ 19.03.2001.

44) REsp 468.148/SP, Rel. Min. Carlos Alberto Menezes Direito, 3ª Turma, j. 02.09.2003, DJ 28.10.2003.

45) STJ は負債修正指数として経済基本金利（Selic）が利用されるとしている（REsp 1.795.982/SP, Rel. Min. Luis Felipe Salomão, R.P/Acórdão. Min. Raul Araújo, Corte Especial, j. 21.08.2024, DJe 23.10.2024）。

46) REsp 445.854/MS, Rel. Min. Castro Filho, 3ª Turma, unânime, j. 02.12.2003, DJ 19.12.2003.

47) REsp 235.200/RS, Rel. Min. Carlos Alberto Menezes Direito, 3ª Turma, j. 24.10.2000, DJ 04.12.2000.

48) REsp 248.424/RS, Rel. Min. Carlos Alberto Menezes Direito, 3ª Turma, j. 16.11.2000, DJ 05.02.2001.

49) REsp 263.721/MA, Rel. Min. Carlos Alberto Menezes Direito, 3ª Turma, j. 13.02.2001, DJ 09.04.2001.

わらず、その経済活動の進展のためにリース目的物を利用する場合でも最終受取人にあたるとして、当該リース契約に消費関係の存在を認め、CDC 6条5号に基づき複利を課す契約条項の改訂を許容した。

STJ 第2部 2001年4月25日判決では、乳業メーカーとミナス・ジェライス州の地方に住所がある小規模牛乳生産者との間で締結された貯乳タンクのリース契約について、同契約に存在したサンパウロ州裁判所（TJSP）を法廷地とする合意管轄条項は、当事者間に明白な不平等があり、牛乳生産者の司法アクセスについて克服し難い困難を強いることが明らかであるとして、ミナス・ジェライス州裁判所（TJMG）の管轄を認めた⁵⁰⁾。

（6）ERP パッケージ導入契約

STJ 第3小法廷 2003年5月22日判決では、食品メーカーとソフトウェア（ERP パッケージ）ベンダーという法人同士の事業者間取引において、食品メーカーはその製造工程の継続に供する目的ではなく、その個人的利用のために当該ソフトウェア・サービスの提供を受けたという場合には、当該食品メーカーは最終受取人の概念に含まれるとした。これにより、当該法律関係は CDC に従うものとなるため、消費者の住所地とは異なる裁判管轄を指定する契約条項は適用されないとして、合意した契約条項どおりの裁判管轄を求めてソフトウェア・ベンダーが主張した管轄違いの抗弁を退けた⁵¹⁾。

（7）クレジット決済サービス契約

STJ 第2小法廷 2004年6月23日判決では、薬局が顧客の利便性を高める目的でクレジット端末機を通じた決済サービス提供契約を締結した事案で、当事者間の合意管轄条項を無効とした。

原審のサンパウロ州高等裁判所（TJSP）は、消費関係の存在を前提に、合意管轄条項により指定されたサンパウロ州裁判所（TJSP）ではなく、薬局の本店

50) CComp 31227/MG, Rel. Min. Ruy Rosado de Aguiar, 2ª Seção, j. 25.04.2001, DJ 04.06.2001.

51) REsp 488.274/MG, Rel. Min. Nancy Andrigli, 3ª Turma, j. 22.05.2003, DJ 23.06.2003.

所在地であるリオデジャネイロ州裁判所 (TJRJ) が管轄を有するとした。STJ のバサリーノ＝ジュニオール報告担当判事は、「本件当事者間の関係は単なる商事関係であるとしなければならない。当該決済サービス提供契約において薬局が消費者であるという状況も特徴づけられない。実のところ、消費者というのは当該薬局の顧客のことであろう」と述べて、消費関係の存在を否定し、サンパウロ州裁判所 (TJSP) の管轄を認めた。

これに対して、ナンシー・アンドリーギ判事の意見 (voto-vista) では、「薬局が提供するサービスは薬の販売であって、薬局は当該クレジット決済サービスを、加工、改良又は組立てによって薬局自身が提供するサービスに組み込んでおらず、最終受取人としてクレジット決済サービスを利用するのであるから、薬局は事実的な最終受取人 (destinatária final fática) である」、「薬局に対して直接、請求書払いを実施するのはクレジット会社であり、これはそのクレジットの利用者すなわち本件では薬の消費者らと締結しているクレジットカード契約の効力によるものであることに鑑みれば、薬局による最終消費の外形的輪郭はますます明白である。薬局の顧客兼消費者のクレジットは、当該顧客兼消費者とクレジットカード会社との契約を通じて、当該クレジットカード会社により提供されるものであることを想像することが重要である」、「クレジットカードを通じた決済システムの導入は、グローバル化という現代社会の要請に伴い全ての店舗にとってより良い事業活動の展開のために必要なものである」、「クレジット決済サービスのような機能は、事業所の事務用品、家具、電力、パソコン、コンピューター・プログラムといったものと同様、必要不可欠なものである」、「当裁判所の判例に従い、法人消費者及び締結された契約が大きな経済力や資力を示さないということが追加される。当該判例の形成要素では、脆弱性 (hipossuficiência) の概念の限界ないし包括性に関する考慮が適切であろうと思われる。脆弱性 (hipossuficiência) は、経済力、情報・文化レベルあるいは問題となっている契約の価格によってのみ決定されるわけではない。これらの要素が存在する場合でも、製品の依存、契約の附合性、商品製造の独占あるいはその商品の比類なき品質、商品又はサービスの緊急の必要性、例えばクレジット

カードを通じた決済システムの導入といった経済活動に関する現代化の要請などにより、その買主がなお脆弱（hipossuficiente）であり得る。したがって、契約額が高額であるからといって、あるいは、契約当事者が大きな経済力を有するからといって、ただそれのみで脆弱性を否定したり正当化する特性を有しない」、「さらに、訴訟法の観点からの脆弱性（hipossuficiência）の検討が存在し、これは証明力に限定されるため、その意味合いは経済力や資力からますます遠ざかり、関連性の薄いものとなる。以上より、——管轄の決定にあたり——、契約当事者間に存在するクレジット契約の非高額性のみに依拠して脆弱性（hipossuficiência）を認定し、本件薬局がクレジットサービスの最終受取人であると結論づけるのは不十分であると考える。つまり、本件当事者間の取引関係を規律するルールがCDCであると考える根拠として、契約の附合性を認定しなければならず、これにより合意管轄条項は無効であり、CDC 6条8号に従い消費者の基本権に関するCDCの諸規則及び目的を考慮して、消費者の法廷を優先すべきである」。以上の考慮により、STJ第2小法廷は、客観説の採用に賛同する多数意見により本件における消費関係の存在を認め、合意管轄条項を排除して、リオデジャネイロ州裁判所（TJRJ）の管轄を認めた⁵²⁾。

2 最終説（主観説）

（一）学説

最終説（主観説）（teoria finalista ou subjetiva）は、経済的、民事的又は企業的活動の実践（2002年民法966条柱書及び単項⁵³⁾）のための商品やサービスの取得や利用が、消費関係（relação de consumo）形成の本質的要件と考慮し、商品享受のエンドユーザーたる最終受取人こそが消費者であるとする。

商品やサービスが営利活動展開のために利用される場合、当該商品やサービスの経済的流通・経済的価値は、それを利用する自然人（専門職を業とする個人や個人事業主）又は法人（組合や会社）の手中で終了せず、次の取得者や利用

52) REsp 41.056/SP, Rel. Min. Aldir Passarinho Junior, Rel. p/acórdão Min. Nancy Andrigli, 3ª Turma, j. 22.05.2003, DJ 23.06.2003.

者へと引き継がれていく。このように事業活動の発展のために中間的に製品を利用するような、いわゆる中間消費 (consumo intermediário) の関係を対象外とし、CDC の保護から除外する。

注意すべきは、最終説 (主観説) にとって、取得された商品やサービスが直接譲渡される場合に限らず、加工、組立て又は改良を通じて消費者に再販売されるのか、あるいは、製品製造のために取得された機械、商品デリバリーのために用いられる車両、事業所の家具・調度品や事務用品、在庫や経営管理ために利用されるコンピュータープログラムやパソコン機器のように、単に事業所 (estabelecimento empresarial) に付加されるのかは重要でないということである。経済活動の実践におけるその直接的又は間接的な利用が、当該商品の最終受取人あるいは最終的享受といった特質を喪失させ、別の商品やサービスの製造過程のツールとして利用しているという評価になる。

ファビウ・ウリョア＝コエーリョ (Fábio Ulhoa Coelho) によれば、「法的概念の強調すべき点は、事業者 (fornecedor profissional) との関係におけるその非事業者性 (qualidade de não profissional) にある⁵⁴⁾」として、消費者の概念は主観的でなければならないとする。この文脈において、消費者は、商品やサービスの (経済的) 流通網からの回収により経済活動を終了させるという市場構造の特殊な立ち位置 (nicho) を占める者であるとともに、人間の卓越した人的必要性や満足を埋めるためにそれを消費するという特別な目的を有する者として理解されなければならない。つまり、個人的・私的必要性や満足のために消費が行

53) 2002 年民法典第 2 巻「会社法 (Do Direito de Empresa)」第 1 編「企業家 (Do Empresário)」第 1 章「特徴及び登録 (Da Caracterização e da Inscrição)」の最初の条文が 966 条である。966 条柱書：商品又はサービスの製造又は流通のために組織化された経済活動を業として (profissionalmente) 行う者は企業家 (empresário) である。

同条単項：科学的、文学的又は芸術的性質を有する知的業務 (profissão intelectual) を実践する者は、たとえ助手や協力者を行う場合であっても、その業務の実践が企業 (会社) の要素を構成する場合を除き、企業家とは考慮されない。

54) ULHOA COELHO, Fábio, *O empresário e os direitos do consumidor: o cálculo empresarial na interpretação do Código de defesa do consumidor*, São Paulo: Saraiva, 1994, p. 45.

われる場合は最終性ありとされ、反対に事業として又は企業的な必要性により行われた場合には、この消費は手段に過ぎず最終性がないため、最終受取人という特徴が取り除かれる。

消費者法を専門とし、CDCの起草委員の1人でもあるジョゼー・ジェラウド・ブリート＝フィロメノ（José Geraldo Brito Filomeno）によれば、「CDCにより採用された消費者概念は、専ら経済的性質を有するものであり、別の取引活動の進展のためではなく、個別の必要性を満たすために行動するという前提で、消費市場において最終受取人として商品を取得し又はサービス提供を契約する者のみを考慮するものである⁵⁵⁾」として、消費者の概念は経済的基準により評価されるべきであるとする。

同じく消費者法を専門とするマリーア・アントニエッタ・ザナルド＝ドナート（Maria Antonieta Zanardo Donato）も、「最終受取人」という表現は制限的に解釈されなければならないとする。消費者であるというためには、商品やサービスの事実的な最終受取人たる取得者や利用者であるというのでは十分でなく、その経済的な最終受取人でなければならない。つまり、その使用が私的・個人的必要性を満たす目的で当該商品・サービスの経済的活動や経済的価値を破壊するものでなければならず、当該商品やサービスが、たとえ間接的であっても、製造過程において再利用されるものであることはできない。すなわち、『最終受取人』とは、自然人であろうと法人であろうと、商品又はサービスの事実的かつ経済的な受取人のことである。したがって、商品の事実的受取人つまり製造サイクルから商品を引き上げるというだけでは不十分である。経済的な最終受取人とはつまり業務としての利用のためにそれを取得するのではないということである。業務利用として取得する場合には、その製品は、新たな経済的利

55) BRITO FILOMENO, José Geraldo, “Título I Dos Direitos do Consumidor”, PELLEGRINI GRINOVER, Ada, V. E BENJAMIN, Antônio Herman, FINK, Daniel Roberto, BRITO FILOMENO, José Geraldo, WATANABE, Kazuo, NERY Jr., Nelson, DENARI, Zelmo, *Código Brasileiro de Defesa do Consumidor Comentado pelos Autores do Anteprojeto*, 11ª ed., Rio de Janeiro: Editora Forense, 2017, p. 25.

益（＝利潤）の取得ために再利用されるのであり、その費用は当該事業者の生産商品の最終価格に反映されることになる。このような行為は、最終受取人において企図された目的とは整合しない」⁵⁶⁾。さらに、経済活動を行う者によって取得された全ての商品やサービスが、単に事業所に組み込まれるために利用される場合、事実的最終受取人という要件は満たすものの、当該商品やサービスがやはり何らかの形で製造生産過程に組み込まれ続ける以上、経済的な最終受取人という要件を満たさず、消費関係という特徴は除外される。「ある会社が製造した商品の移送のために複数の車両を取得する場合、当該会社はその作業ツールとして車両を利用しており、その費用は当該商品の最終価格に反映されることになる」⁵⁷⁾。

消費者法の分野でブラジルを代表する研究者の一人であり、ヨーロッパでもその研究活動が知られるクラウジア・リマ＝マルケス（Cláudia Lima＝Marques）は、ベルギー、フランス、特にドイツでの研究活動の経験を踏まえ、経済的意味における最終受取人のみを真の消費者として消費者保護の対象とすべきであり、事業者については民法や商法の保護制度を利用すべきであるとする。

「ベルギーの学説は、消費者という者の主観的かつ限定的な定義のみが、法の特別な保護に値する唯一のものとして、消費関係における最も弱いグループを特定することを許容する。ここでは、契約者に対する事業者の利潤追求目的が消費者性を見定める分水嶺として機能し、法人の場合には、非営利法人のみが消費者に該当し得る。またドイツでは、会社への消費者保護が拡大されたことで、このような法律の適用領域の拡大の結果、裁判所における法律適用の50%以上の事案が商人同士の紛争に関連するという決定的結果をもたらしており、このことは判例によって付与される保護のレベルを縮減する」⁵⁸⁾。

56) ZANARDO DONATO, Maria Antonieta, *Proteção ao consumidor: conceito e extensão*, São Paulo: Revista dos Tribunais, 1993, pp. 90-91.

57) *Supra. cit.*, p. 84.

58) LIMA=MARQUES, Cláudia, *Contratos no Código de Defesa do Consumidor: o novo regime das relações contratuais*, 9ª ed., São Paulo: Revista dos Tribunais, 2019, pp. 145-146.

以上より、最終説（主観説）は、次の要件を充足する場合に限り、事実的かつ経済的な最終受取人として法人消費者保護を認めるものである。すなわち、第一に、法人が利益追求目的を有しないこと、つまり、経済活動を行っていないことであり、組合（associações）、財団（fundações）、宗教団体や政党がこれに当てはまる。第二に、取得者又は利用者が利益追求目的を有する場合には、次の二要件を両方とも満たす必要がある。第一に、取得又は利用される商品又はサービスが、実践される経済活動と直接的又は間接的に何らの関連性も有しないこと、第二に、相手方事業者に対して、その（事実的、法的又は技術的な）脆弱性（vulnerabilidade ou hipossuficiência）が証明されること、の二点である。

（二）STJ 判例

（1）銀行融資契約

STJ 第 4 小法廷 1999 年 9 月 16 日判決では、自動車部品会社が金融機関から受けた銀行ローンについて、その生産向上に向けられた、経営管理目的での雇用のために利用されたもので、最終受取人として利用したわけではないとして、全会一致で、自動車部品会社の消費者該当性を否定し、遅延損害金の利率上限に関する CDC 52 条 1 項の適用を退けた⁵⁹⁾。

STJ 第 4 小法廷 2001 年 5 月 8 日判決も同様に、化学メーカーが金融機関から受けた銀行ローンについて、「現状では債権証書に示された内容で債務総額が確定した結果となっている当事者間で締結された一連の取引は、当該メーカーの製造活動拡大の目的で当該融資が行われたことを示すものであるから」、化学メーカーを消費者として考慮することはできないとして、全会一致で不当条項に関する CDC 51 条 4 号の適用を退けた⁶⁰⁾。

STJ 第 4 小法廷 2003 年 5 月 20 日判決では、工業団地建設のために受けた銀行融資について、銀行契約が消費関係にあたるとしても業務拡大が目的の融資については最終受取人ではなく、本件では特にその高額性（54 万レアル + 1194

59) REsp 218.505/GO, Rel. Min. Barros Monteiro, 4ª Turma, unânime, j. 16.09.1999, DJ 14.02.2000.

60) REsp 264.126/RS, Rel. Min. Barros Monteiro, 4ª Turma, unânime, j. 08.05.2001, DJ 27.08.2000.

万4千レアル)を理由に消費関係の存在を否定し、全会一致で合意管轄条項を有効とした⁶¹⁾。

STJ 第6小法廷 2003 年 6 月 24 日判決では、「ガソリンスタンドがブラジル・シェル社と締結した契約は、その営業活動と直接結びついており、本件の当事者間には CDC の規定が適用できないことから、当該ガソリンスタンドは消費者の概念に含まれない」として、ガソリンスタンドは石油元売業者から供給された製品の事實的又は經濟的最終受取人にあらず、全会一致で不当条項に関する CDC 51 条 4 号の適用を退けた⁶²⁾。

(2) 高額契約

STJ 第4小法廷 2001 年 8 月 28 日判決は、大きな經濟力を有する企業同士で約1億円のリース契約を締結した事案で、たとえ附合契約であっても CDC は適用されず、合意管轄条項が有効となると判示した⁶³⁾。

STJ 第2部 2001 年 10 月 10 日判決では、国内法人と外国法人から医療機関が取得した超音波診断装置について、事業遂行のための投資であることや高額性を理由として、消費関係の存在を否定し、合意管轄条項を有効とした⁶⁴⁾。

(3) クレジット決済サービス契約

STJ 第4小法廷 2004 年 11 月 10 日判決は、顧客の利便性を高める目的でクレジットカード端末機を通じた決済サービスを導入した塗料メーカーが、当該クレジットカードサービス提供者(クレジットカード会社)との関係で消費者として考慮されず、パイア州裁判所(TJBA)の消費者保護支部(Vara Especializada de Defesa do Consumidor)の管轄を認めなかった。バーホス・モンテイロ報告担当判事は、判決理由を示す意見の中で、「本件はいわゆる『中間消費(consumo

61) REsp 258.780/ES, Rel. Min. Barros Monteiro, 4ª Turma, unânime, j. 20.05.2003, DJ 15.12.2003.

62) REsp 475.220/GO, Rel. Min. Paulo Medina, 6ª Turma, unânime, j. 24.06.2003, DJ 15.09.2003.

63) REsp 304.678/SP, Rel. Min. Ruy Rosado de Aguiar, 4ª Turma, j. 28.08.2001, DJ 19.11.2001.

64) CComp 32.270/SP, Rel. Min. Ari Pargendler, 2ª Seção, j. 10.10.2001, DJ 21.10.2002.

intermediário)』の事案であり、つまり、事業者たる自然人又は法人がその事業活動を拡大する方法としてクレジットカード会社によって提供されるクレジット又はデビットによる電子的支払いシステムを利用するものである。顧客に対するサービス提供を容易にするという目的、ひいては収益を拡大するという目的と、その事業活動上の使用とは切っても切り離せない」とし、続けて「消費者法は、その事業上の活動範囲において、事業活動を行う目的で商品を取得し又はサービスを契約する、純然たる商人を対象とするものではない。取得された商品が個人的消費に向けられていない以上、消費関係は不在である」とした⁶⁵⁾。

（4）農牧畜生産者による肥料の購入

STJ 第 2 小法廷 2006 年 9 月 27 日判決では、多国籍・大規模農薬会社と農村部の中小規模農牧畜生産者との間で交わされた農産物証券（Cédula de Produto Rural: CPR）⁶⁶⁾ 中の合意管轄条項の有効性が問題となった。ナンシー・アンドリーギ報告担当判事は、「本件において、農薬会社は各種農薬販売をその活動領域として、農牧畜業者に対し『さまざまな製品（diversos produtos）』を納品したものであり、農薬は大豆の植え付けに向けられた農業活動と密接な関係性がある。というのも、農薬は大豆の生産過程に組み込まれ、それこそまさに真の投資（*insumos*）として収穫の成功又は不成功に直接影響するものとなるからである」と述べ、続けて「STJ の主要な役割が連邦法の解釈に関する理解を統一することにある点に鑑みて、また私自身の個人的意見は措くとして、製品又はサービスの事実的かつ経済的な最終受取人である必要性に関して効力がある現在の限定的理解に対する関係で、本件に類似する法律関係において、CDC の

65) REsp 541.867/BA, Rel. Min. Antônio de Pádua Ribeiro, Rel. p/acórdão Min. Barros Monteiro, 4ª Turma, j. 10.11.2004, DJ 16.05.2005.

66) 林瑞穂「ブラジル農業金融の特質について—米国農業金融との比較に基づく試論—」清水達也編『次世代の食糧供給の担い手：ラテンアメリカの農業経営体』調査報告研究書（アジア経済研究所、2019 年）84-110 頁（93 頁）。

保護規範を適用してきた第3小法廷のさまざまな先例は遠ざけられたものと考えなければならぬ」として、アンドリーギ報告担当判事の個人的見解が最大説（客観説）であったにもかかわらず、本件では最終受取人の範囲を制限的に理解する最終説（主観説）を採用して判示した⁶⁷⁾。

（5）電気・水道供給契約

STJ 第1小法廷 2008 年 4 月 3 日判決では、さまざまな医療法人をテナントとする不動産事業者とサンパウロ州上下水道公社（SABESP）との水道供給契約について、「CDC の最終受取人の概念は、自身のために製品又はサービスを取得し、またそれらを利用する企業又は事業者（*empresa ou profissional*）まで達する⁶⁸⁾」との STJ 第3小法廷 2007 年 10 月 9 日判決を引用した上で、「本件において、上告人は、不動産メンテナンスやサービス維持のため、自身のために（*em benefício próprio*）水道を利用するのであり、他製品の製造、加工又は販売のために利用するわけではないから、最終受取人の概念に含まれる」として、消費関係の存在を認め、CDC 42 条単項（不当請求の倍額返金）の適用を認めた⁶⁹⁾。

STJ 第1小法廷 2008 年 11 月 4 日判決では、電力をその経済活動の投資（*insumo*）として利用したカメラ・フォト事業者について、「法人を消費者として考慮するものは、自らのための（*em benefício próprio*）製品又はサービスの取得又は利用である。すなわち、その個人的必要性の充足のためであって、それらを第三者に譲渡したり、別の製品又はサービスの創出のために利用するのではないということである。ゆえに、本件事業者は、取得された製品又はサービスの最終受取人ではないため、消費関係があったとはいえない」として、立証責任転換（CDC 6 条 8 号）を認めなかった⁷⁰⁾。

STJ 第2小法廷 2009 年 4 月 2 日判決では、Santa Casa de misericórdia 慈善病

67) REsp 64.524/MT, Rel. Min. Nancy Andrigli, 2ª Turma, j. 27.09.2006, DJ 09.10.2006.

68) AgRg no Ag 807.159/SP, Rel. Min. Humberto Gomes de Barros, j. 09.10.2007, DJ 25.10.2007.

69) REsp 1.025.472/SP, Rel. Min. Francisco Falcão, 1ª Turma, j. 03.04.2008, DJ 30.04.2008.

院を消費者として考慮した。すなわち、「1. 原審は、被上告人のサンパウロ州上下水道公社（SABESP）の行為における悪意（*má-fé*）の不在を理由として、下水道料金の不当請求額の倍額返金義務を認めなかった」、「2. 上告人は、CDC 42 条のルールが適用されるためには過失（*culpa*）の存在のみで十分であることを根拠として、倍額返金請求を求める」、「3. 請求書の金額に誤りがある場合、サービス事業者の行為における悪意（*dolo, má-fé*）又は過失（*culpa*）から生じない場合にのみ正当化されるというのが STJ の先例である」、「4. 原審の認定事実からすれば、節約制度適用世帯の登録（*cadastro das unidades submetidas ao regime de economias*）上の取り違いによるものであるから、水道事業者にも過失（*culpa*）が存在した」、「5. 本件では、CDC 施行後の不当請求の倍額返金が適用される」とした⁷¹⁾。

四 結びに代えて

1 STJ における最大説（客観説）の優越から最終説（主観説）の復興へ

最終説（主観説）と最大説（客観説）という対立する二説について、最終説（主観説）は消費者の経済的概念（*conceito econômico do consumidor*）から出発し、最大説（客観説）は消費者の法的概念（*conceito jurídico do consumidor*）を前提とする。

見てきたように、STJ 判例の中には、顧客の利便性を高める目的でクレジット端末機を通じた決済サービスを購入した事業者が当該サービス提供者との関係で消費者として考慮された事案や、農産物の収穫を行うトラクターや機械を購入した農業生産者が当該トラクターや機械の販売業者との関係で消費者として考慮された事案が存在した。両事案とも、生産投資として商品・サービス

70) AgRg no REsp 916.939/MG, Rel. Min. Denise Arruda, 1ª Turma, unânime, j. 04.11.2008, DJe 03.12.2008.

71) REsp 1.079.064/SP, Rel. Min. Herman Benjamin, 2ª Turma, unânime, j. 02.04.2009, DJe 20.04.2009.

を取得した事業施設であったにもかかわらず、事実に観点から見て、それらの商品・サービスの最終受取人である限り、最大説（客観説）の立場からは消費者として考慮された。反対に最終説（主観説）に基づけば、両事案とも、事業活動のために取得された商品又はサービスであるから、事業者も農業生産者も消費者としては考慮されなかった。このような判例の二極化傾向は、銀行融資契約や電気・水道供給契約にも現れていた。最終説（主観説）の下でも消費者として考慮された電気・水道の契約事業者については、それぞれ、実践される経済活動との関係性が希薄であったことや、慈善病院であったことがその要因と考えられる。

本稿で分析してきた STJ 判例を時系列で見直すと、1990 年代後半から 2000 年前後までは最大説（客観説）の方が優勢であったのに対して、2003 年、2004 年頃から最終説（主観説）の方が説得力を増すようになったと思われる。いずれの立場に依拠するかで判例が二極化していた農業生産者による肥料等の購入、クレジット決済サービス契約および銀行融資契約において、最大説（客観説）から最終説（主観説）へと転じていく様子が見て取れる。

クレジット決済サービス契約に関する STJ 第 2 小法廷 2004 年 6 月 23 日判決において、最終説に立って消費者該当性を否定したパサリーノ＝ジュニオール報告担当判事に対して、ナンシー・アンドリーギ判事は意見（voto-vista）で自説の最大説（客観説）に立ちこれを覆した。ところが、それから 2 年後の農牧畜生産者による肥料購入に関する STJ 第 2 小法廷 2006 年 9 月 27 日判決において、ナンシー・アンドリーギ判事は、今度は報告担当判事として、連邦法の解釈統一という STJ の責務に言及しつつ、また自説とは異なることも断った上で、最終受取人の範囲を制限的に理解する最終説（主観説）を転じて採用し消費者該当性を否定した。STJ 判事の中でも消費者法分野を多く手がけるナンシー・アンドリーギ判事の立場変更が、この前後およびこれ以降の判例に影響を与えたであろうことは想像に難くない。

以上より、CDC 2 条の「最終受取人」概念は、同条の「法人」という文言や消費者概念の拡張規定の存在を前提として、法人消費者を正面から認める最

大説（客観説）により広義に解釈されていたものの、本来の立法趣旨であった最終説（主観説）へと回帰していった結果、法人消費者の保護は限定されざるを得ないものとなっていった。

2 最大説（客観説）における脆弱性への言及

本来の最大説（客観説）の理解では、アフダ・アウヴィンの学説で説明されたように、CDCは消費者概念を脆弱性（hipossuficiência）に条件づけていないため、脆弱な消費者（consumidor hipossuficiente）に準ずる法人に対してのみCDCの保護を限定することはできないはずであった。ところが、前述のSTJ第2小法廷2004年6月23日判決におけるナンシー・アンドリーギ判事の意見（voto-vista）では、クレジット決済システムの導入がグローバル化の要請の下で全ての店舗にとって事業展開のため必要不可欠で、事務用品や家具・調度品、電力、パソコンが必要不可欠であるのと同じことであると述べる際に、このような必要不可欠性を脆弱性と関連づけた。さらに、法人自身や締結された契約について大きな経済力や資力の存否、情報・文化レベル、製品への依存、附合契約、商品製造の独占状態、当該商品の比類なき品質、商品やサービスの緊急の必要性などを列挙して、脆弱性（hipossuficiência）概念の限界ないし包括性に関する考慮が適切であろうとまで踏み込んだ上で、「薬局が提供するサービスは薬の販売であって、薬局は当該クレジット決済サービスを、加工、改良又は組立てによって薬局自身が提供するサービスに組み込んで」いないというだけでなく、附合契約であったことをも理由として合意管轄条項を無効とし、消費者として考慮された法人の住所地の法廷に管轄を認めた。

3 脆弱性評価の取り込みによる最大説（客観説）の変容と最終説への接近

経済活動を行う法人保護のツールとしてCDCを用いることが、同法典により選択された保護制度の価値を損ねることにつながり得るとの最終説（主観説）からの指摘は、STJのいくつかの判例により採用された部分において注目に値するものであった。STJ第2小法廷2002年8月28日判決⁷²⁾、STJ第3小

法廷 2004 年 4 月 27 日判決⁷³⁾、STJ 第 4 小法廷 2003 年 9 月 9 日判決⁷⁴⁾ および STJ 第 4 小法廷 2002 年 9 月 12 日判決⁷⁵⁾ では、いずれもクリニック等の医療法人による高額医療機器の取得の事案で、取得者の脆弱性を認めなかった。これらの事案では、CDC 適用のために、脆弱な法人 (pessoa jurídica vulnerável ou hipossuficiente) であることの証明を求めなかったものの、①消費者とされた法人自身や当事者間で締結された契約に大きな資力や経済力が確認された場合、および、②経済的、法的又は技術的脆弱性 (hipossuficiência econômica, jurídica ou técnica) を除外し得るその他の状況が確認された場合に消費関係の存在を否定した。本稿の中で最大説 (客観説) に立つ判例として紹介した STJ 第 2 小法廷 2001 年 4 月 25 日判決では、脆弱性への言及はなかったものの、貯乳タンクのリース契約について牛乳生産者の消費者性を認める際に事業者間の規模の差異にも着目していた。

こうして、最大説 (客観説) は、客観的判断による一本評価を捨て、脆弱性評価を加味して絞りをかけることにより、最終説 (主観説) へと近づいた。今日の STJ 判例において純粋な最大説 (客観説) を採用するものは見当たらない。

また、契約額の高額性は、最終説に立つ判例として本稿で紹介した STJ 第 4 小法廷 2001 年 4 月 5 日判決および STJ 第 2 小法廷 2001 年 10 月 10 日判決において、附合契約であったにもかかわらず消費者性を認めない要因として作用しており、両事案とも合意管轄条項が有効となった。

以上見てきたことから、脆弱性という概念は、一方で最大説 (客観説) において広範な消費者該当性を絞り込む契機として、また他方で最終説 (主観説) においては要件充足にもかかわらず消費者該当性から弾き出す契機として作用

72) Edcl no CComp 32.270/SP, Rel. Min. Ari Pargendler, 2ª Seção, j. 28.08.2002, DJ 21.10.2002.

73) AEResp 561.853/MG, Rel. Min. Antônio de Pádua Ribeiro, 3ª Turma, unânime, j. 27.04.2004, DJ 24.05.2004.

74) REsp 519.946/SC, Rel. Min. César Asfor Rocha, 4ª Turma, unânime, j. 09.09.2003, DJ 28.10.2003.

75) REsp 457.398/SC, Rel. Min. Ruy Rosado de Aguiar, 4ª Turma, unânime, j. 12.09.2002, DJ 09.12.2002.

していることが分かる。この結果として、最大説（客観説）は最終説（主観説）に接近することで自己消滅するとともに、脆弱性の判断が、消費者概念の伸長・縮減の両面において作用していく萌芽を見出すことができる。消費者の範囲の適正化という意味で、最終説（主観説）の下で法人消費者の多くを小規模法人も含め除外してしまう狭義の消費者概念を広げる緩和的最終説が登場するのはこの直後のことである。

〔付記〕 本稿は、JSPS 科研費 22KK0014 の研究成果の一部である。